

平成 30 年 12 月 11 日
九州管区行政評価局

4国立大学法人に受動喫煙防止対策の推進をあっせん

－ 行政苦情救済推進会議の意見を踏まえ、九州内の国立大学法人に対し －

総務省九州管区行政評価局(局長 吉武 久)は、大学における受動喫煙防止対策について行政相談を受けました。平成 30 年7月の健康増進法の改正により 2020 年 1 月以降、学校等では区画され、標識が掲示された屋外の喫煙場所を除き、敷地内では喫煙できなくなります。当局が九州内の7国立大学法人を調査したところ、一部の喫煙所で、位置や構造により非喫煙者が喫煙所からたばこの煙のばく露を受けるおそれがあるほか、今後の受動喫煙防止対策が未定となっている大学もみられました。

受動喫煙防止対策については、施設等の管理権原者や、喫煙者、非喫煙者などの立場によって様々な考えや意見があるため、当局では、幅広い観点からの意見を聴取して対応することが必要と考え、民間の有識者を構成員とする行政苦情救済推進会議(座長 石森 久広 西南学院大学副学長・大学院法務研究科教授)に諮りました。

その結果を踏まえ、本日、九州内の4国立大学法人に対し、非喫煙者が喫煙所からたばこの煙のばく露を受けるおそれがある喫煙所については、喫煙所の廃止、移設を図るなど、受動喫煙防止対策を徹底すること、敷地内全面禁煙の実施も含め、全学での将来の受動喫煙防止対策を検討することなどを内容とするあっせんを行いました。

【行政相談の内容】

通学している大学で、屋外の喫煙所から流れ出てくるたばこの煙が不快である。大学が受動喫煙防止対策を徹底するようにしてほしい。

本件照会先

総務省九州管区行政評価局
首席行政相談官 大庭 具史
電 話：092-431-7136 (直通)
メール：ksy32@soumu. go. jp

＜あっせんの概要＞

受動喫煙が健康に与える影響

- 1 受動喫煙によってリスクが高まる病気には肺がん、虚血性心疾患、脳卒中、乳幼児突然死症候群（SIDS）がある。（※出典「喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する検討会報告書」国立がん研究センターがん対策情報センター）
- 2 年間15,000人が、受動喫煙を受けなければ、これらの疾患で死亡せずに済んだと推計されている。（※出典「たばこ対策の健康影響および経済影響の包括的評価に関する研究」厚生労働科学研究費補助金研究事業）

健康増進法の概要（平成30年7月改正）

- 1 学校等の管理権原者は、受動喫煙を防止するために必要な措置をとるよう努めなければならない。
- 2 学校等では、2020年1月以降、区画され標識が掲示等された屋外の喫煙場所を除き、敷地内では喫煙してはならない。

7国立大学法人を調べたところ・・・

- 1 1大学は、敷地内全面禁煙
- 2 6大学は、指定された喫煙所でのみ喫煙可（分煙）
※ 6大学は、①敷地内全面禁煙とすることを決定済み（2大学）、②今後も分煙を継続（1大学）、③今後は未定（検討中）（3大学）

しかしながら喫煙所では・・・

- （1）喫煙所の位置や構造により非喫煙者がたばこの煙のばく露を受けるおそれがある。（5大学）
- （2）喫煙所での喫煙が遵守されていない。（1大学）

・・・など、分煙が徹底されていない！

（詳しくは、P3参照）

行政苦情救済推進会議に諮ったところ・・・

- 1 健康増進法の改正に関する様々な議論等を踏まえると、大学にとって受動喫煙防止対策を検討する意義は大きい。
- 2 敷地内全面禁煙を実施しない場合であっても、喫煙所の場所や構造などの改善を図る必要がある。
- 3 既に敷地内全面禁煙を実施している大学や、病院地区の実例等を踏まえ、敷地内全面禁煙の実施の可能性について、積極的に検討すべき。

これを受けて、佐賀大学、熊本大学、宮崎大学及び鹿児島大学に以下をあっせん

- 1 喫煙所の現状について点検し、非喫煙者が喫煙所からたばこの煙のばく露を受けるおそれがある喫煙所については、喫煙所の廃止、移設を図るなど、受動喫煙防止対策を徹底すること。
- 2 敷地内全面禁煙の実施も含め、全学での受動喫煙防止対策を検討すること。
- 3 喫煙所に指定した場所以外で喫煙する者について、巡回による喫煙者への指導を徹底するなど、望まない受動喫煙を防止するために必要な措置を履行すること。

《調査結果》

1 調査対象7国立大学法人(※)の方針

※ 九州内10国立大学法人中、各県で学生数が最も多い7国立大学法人の本部所在のキャンパス(いずれも、病院が所在するキャンパスは既に敷地内全面禁煙)を調査

(1) 敷地内全面禁煙【大分大学】

(2) 分煙

- ① 敷地内全面禁煙とする計画を策定・公表済み【九州大学】及び【長崎大学】
- ② 今後も分煙を継続【鹿児島大学】
- ③ 今後は未定(検討中)【佐賀大学】、【熊本大学】及び【宮崎大学】

2 喫煙所の現状

各大学の喫煙所数は、九州大学29か所(7か所)、佐賀大学18か所(8か所)、長崎大学8か所(8か所)、熊本大学13か所(8か所)、宮崎大学8か所(5か所)、鹿児島大学7か所(7か所)

※ ()内は当局が現地で調査した喫煙所数。宮崎大学の現地調査は宮崎行政監視行政相談センターが担当

しかしながら、以下のとおり一部の喫煙所で分煙が徹底されていない

(1) 喫煙所の位置や構造により非喫煙者がたばこの煙のばく露を受けるおそれがある。(5大学)

① 喫煙所が非喫煙者も利用するスペース(禁煙区域)に隣接している

【佐賀大学】駐輪場や建物への出入口に隣接	P4
【長崎大学】駐輪場や自動販売機コーナーに隣接	P5
【熊本大学】駐輪場や食堂の出入口に隣接	P6
【宮崎大学】駐輪場に近接	P8
【鹿児島大学】建物への出入口に隣接	P9

② 喫煙所の構造上、たばこの煙が効果的に排出されないおそれがある

【鹿児島大学】煙が天井をつたい、非喫煙者が利用するスペースまで拡散のおそれ ..	P10
--	-----

(2) 喫煙所に指定した場所での喫煙が遵守されていない。(1大学)

【鹿児島大学】喫煙所に隣接したベンチ周辺(禁煙区域)で喫煙	P11
-------------------------------------	-----

【行政苦情救済推進会議とは】

相談事案の処理に当たり、民間有識者の意見を反映させることにより、公平性、中立性及び的確性の一層の確保を図り、もって国民の立場に立った行政苦情救済活動を推進するために設置。以下の方々に構成(平成30年8月3日開催当時)

石森 久広 (西南学院大学副学長・大学院法務研究科教授(座長))
久留 百合子 (消費生活アドバイザー)
浅野 秀樹 (弁護士)
三木 和信 (福岡行政相談委員協議会会長)
高木 直人 (公益財団法人九州経済調査協会理事長)
戸江 千枝 (税理士)
坂井 政美 (株式会社西日本新聞社論説委員長)

《分煙が徹底されていない喫煙所》

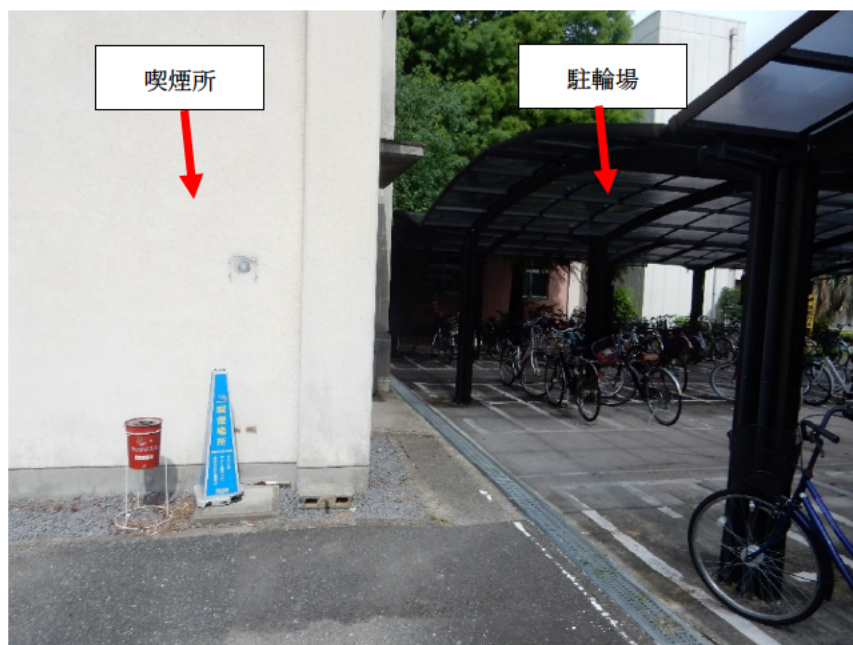
【佐賀大学】（理工学部大学院棟、経済学部裏駐輪場）

- 非喫煙者が利用するエリアと屋外喫煙所との間に十分な距離が確保されておらず、非喫煙者が喫煙所からたばこの煙のばく露を受けるおそれがある

写真① 駐輪場や建物の出入口に通じるスロープに隣接している（理工学部大学院棟）



写真② 駐輪場に隣接している（経済学部裏駐輪場）



【長崎大学】（事務局・教育学部駐車場南側、総合教育研究棟東側）

- 非喫煙者が利用するエリアと屋外喫煙所との間に十分な距離が確保されておらず、非喫煙者が喫煙所からのたばこの煙のばく露を受けるおそれがある

写真① 駐輪場に隣接している（事務局・教育学部駐車場南側）



写真② 自動販売機コーナーに隣接している（総合教育研究棟東側）



【熊本大学】（学生会館 B 棟東側、理学部 1 号館北側駐輪場）

- 非喫煙者が利用するエリアと屋外喫煙所との間に十分な距離が確保されておらず、非喫煙者が喫煙所からのたばこの煙のばく露を受けるおそれがある

※ 学生会館B棟東側の喫煙所については、平成 30 年 8 月下旬に学生から、「たばこの煙が食堂に流入する」との行政相談が熊本行政評価事務所に寄せられている。

写真①ーア 自動販売機コーナーと隣接している（学生会館 B 棟東側）



写真①ーイ 喫煙所の反対側（渡り廊下の先）に食堂入口がある



写真②ーア 屋根のある駐輪場の一部を喫煙所に指定している (理学部 1 号館北側駐輪場)



写真②ーイ (反対側) 駐輪場から理学部 1 号館に通じるスロープにも隣接している



【宮崎大学】（農学部獣医棟横）

- 非喫煙者が利用するエリアと屋外喫煙所との間に十分な距離が確保されておらず、非喫煙者が喫煙所からのたばこの煙のばく露を受けるおそれがある

写真 駐輪場に近接している



【鹿児島大学】（法文学部横、理学部3号館）

- 非喫煙者が利用するエリアと屋外喫煙所との間に十分な距離が確保されておらず、非喫煙者が喫煙所からたばこの煙のばく露を受けるおそれがある

写真①ーア 建物の出入口に通じるスロープに隣接している（法文学部横）



写真①ーイ 建物への出入りの様子



- 喫煙所全体が天井に覆われているため、天井に沿って水平方向にたばこ煙が拡散し効果的に排出されずに滞留し、非喫煙者が喫煙所からのたばこの煙のばく露を受けるおそれがある

写真②ーア 喫煙所の状況（理学部3号館）



写真②ーア 喫煙所反対側のベンチ



- 喫煙所と指定した場所での喫煙が遵守されておらず、喫煙者が喫煙所に隣接しているベンチ周辺（禁煙区域）で喫煙しているため、非喫煙者がたばこの煙のばく露を受けるおそれがある

写真③ーア 喫煙所周辺の状況（ベンチ周辺は禁煙区域）



写真③ーイ 指定された喫煙所（階段横）



(次ページに続く)

写真③ーウ 「ベンチ周辺での喫煙禁止」の標示



写真③ーエ ベンチ周辺に吸殻が散乱している



《関係法令》

1. 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）

最終改正：平成 30 年法律第 78 号 ～抜粋～

第 6 章 受動喫煙防止

第一節 総則

（喫煙をする際の配慮義務等）

第 25 条の三

- 2 多数の者が利用する施設の管理権原者は、喫煙をすることができる場所を定めようとするときは、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければならない。

（定義）

第 25 条の四 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

三 受動喫煙 人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることをいう。

四 特定施設 多数の者が利用する施設のうち、次に掲げるものをいう。

イ 学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設として政令で定めるもの

ロ 国及び地方公共団体の行政機関の庁舎（行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る。）

五 特定屋外喫煙場所 特定施設の屋外の場所の一部の場所のうち、当該特定施設の管理権原者によって区画され、厚生労働省令で定めるところにより、喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識の掲示その他の厚生労働省令で定める受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所をいう。

第二節 受動喫煙を防止するための措置

（特定施設における喫煙の禁止等）

第 25 条の五 何人も、正当な理由がなくて、特定施設においては、特定屋外喫煙場所及び喫煙関連研究場所以外の場所（以下この節において「喫煙禁止場所」という。）で喫煙をしてはならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定に違反して喫煙をしている者に対し、喫煙の中止又は特定施設の喫煙禁止場所からの退出を命ずることができる。

（特定施設の管理権原者等の責務）

第 25 条の六 特定施設の管理権原者等（管理権原者及び施設の管理者をいう。以下この節において同じ。）は、当該特定施設の喫煙禁止場所に専ら喫煙の用に供させるための器具及び設備を喫煙の用に供することができる状態で設置してはならない。

- 2 特定施設の管理権原者等は、当該特定施設の喫煙禁止場所において、喫煙をし、又は喫煙をしようとする者に対し、喫煙の中止又は当該喫煙禁止場所からの退出を求めるよう努めなければならない。

- 3 前項に定めるもののほか、特定施設の管理権原者等は、当該特定施設における受動喫煙を防止するために必要な措置をとるよう努めなければならない。